

八市再生協第14号
令和4年4月8日

八代市農業再生協議会
会長 山住昭二(公印省略)

令和3年度収入減少影響緩和交付金(ナラシ)の交付申請書の提出について(依頼)

春暖の候、皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、当協議会の運営につきましては、平素より格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、収入減少影響緩和対策は、当年産の販売収入が標準的収入を下回った場合に、その差額の9割を補填する仕組みとなっておりますが、令和3年度産につきましては、ナラシ発動の可能性があります。つきましては、発動がないこともありますので、決定から申請までの期間が短いため、事前に下記の書類の提出をお願いします。期日を過ぎますと受付ができませんのでご注意下さい。

なお、収入減少影響緩和交付金の申請には、認定農業者であることが条件となっておりますので、この点についても併せてご確認をお願いします。

記

1. 提出書類

- (1) 収入減少影響緩和交付金の交付申請書(様式第10-1-③号)
※記入例をご参照のうえ、交付申請書の記入内容を確認後、提出して下さい。

(2) 添付書類

●協議会へ事前に報告があった業者(下記参照)へ出荷された方は、添付書類は必要ありません。

●事前に協議会に報告がなかった業者に出荷された方は、申請者ご自身で、下記の添付書類が必要です。

① 農産物検査結果通知書の写し

② 購入先が発行した購入されたことを証明する書類

(仕入伝票、米買入証明書、仕切書など)

又は、生産者が発行した販売されたことを証明する書類

(販売契約書、領収書、納品書、請求書など)

※ 添付書類を提出する前に、年産、産地、品種銘柄、等級、玄米・精米の区別、量目、日付などが正しく記載されていることをご確認ください。

添付書類が必要ない出荷先 (農産物検査結果証明書(3等以上)、出荷数量を事前に報告済)		
八代地域農業協同組合	株式会社大渕産業	八代食糧株式会社
株式会社坂本食糧	株式会社タナカ農産	株式会社たかき
(名)白石商店		

(注)検査のみの場合は、出荷伝票等が必要になります。

(順不動 敬称略)

2. 提出期限

令和4年4月20日(水)期限厳守

3. 提出方法

- ・同封の返信用封筒で郵送
・八代市役所農業振興課、八代市各農林水産地域事務所、JAやつしろ本所(営農部)、JAやつしろ各営農センターへご提出ください。

【交付申請対象米穀の条件】

- ① 令和3年産主食用米(種子用又は用途限定米穀は除く)
- ② 登録検査機関で農産物検査を受検し、3等以上に格付されたもの
- ③ 令和4年3月31日までに販売及び販売の契約を締結したもの

お問合せ 八代市農業再生協議会(八代市農業振興課内) TEL33-8751(担当 大浜、永野)

その他の都府県用

令和3年産

記入例

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

令和4年4月20日までの日付 →

年 月 日

農林水産大臣 殿

申請者 住 所 八代市〇〇町〇〇番地
氏 名 八代 太郎

自署願います。

押印は廃止になります。

対策加入者管理コード A * * * * * * *

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律(平成18年法律第88号)第2条第4項第3号に規定する農地(遊休農地)がないことを誓約します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

農協に販売された数量(3等以上)が記入されています。

農協に販売された方は、農協販売分の添付書類は必要ありませんので、(3)合計に(1)と(2)の合計数量を記入し提出して下さい。農協のみの方は(1)の数量を(3)に記入して下さい。

(2) 農産物検査3等以上かつ、(1)以外の者(民間集荷業者や消費者等)に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

基本的に、申請者ご自身で、下記の添付書類を提出する必要があります。農協以外に販売された数量(3等以上)を添付書類を確認し、記入して下さい。

ただし、下記の業者に販売された方については、事前に出荷証明が提出されており、生産実績数量が左記の欄に記入されている分については、添付書類は必要ありませんので、(3)合計に(1)と(2)の合計数量を記入し提出して下さい。

(3) 合計((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
県南	〇〇〇〇 kg

添付書類が必要ない出荷先 (農産物検査結果証明書(3等以上)、出荷契約書又は出荷伝票を事前に報告済)

八代地域農業協同組合	株式会社大洲産業	八代食糧株式会社
株式会社坂本食糧	株式会社タナカ農産	株式会社たかき
(名)白石商店		

(注)検査のみの場合は、出荷伝票等が必要になります。

(順不動 敬称略)

★注意事項★

米穀の生産実績数量の記入に当たっては、加工用米、新規需要米、備蓄米、種子用に供される米穀、未検査米及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。

◎ 添付書類

- ① 農産物検査結果通知書の写し
- ② 購入先が発行した購入されたことを証明する書類

(仕入伝票、米買入証明書、仕切書など)

又は、生産者が発行した販売されたことを証明する書類

(販売契約書、領収書、納品書、請求書など)

※ 添付書類を提出する前に、年産、産地、品種銘柄、等級、玄米・精米の区別、量目、日付などが正しく記載されていることをご確認ください。

令和3年産

収入減少影響緩和交付金の交付申請書

令和4年4月28日

農林水産大臣 殿

申請者 住所

氏名 _____

(自署)

対策加入者管理コード	A								
------------	---	--	--	--	--	--	--	--	--

収入減少影響緩和交付金の交付を受けたいので、以下の生産実績数量に基づき計算される金額の交付を申請します。

1 米穀

(1) 農産物検査3等相当以上かつ、農協又は主食集荷組合傘下業者へ販売又は販売委託した数量

地域等区分	生産実績数量
県南地域	kg

(2) 農産物検査3等相当以上かつ、(1)以外のものに(民間集荷業者や消費者等)に直接販売した数量

地域等区分	生産実績数量
県南地域	kg

(3) 合計 ((1)+(2))

地域等区分	生産実績数量
県南地域	kg

2 畑作物(麦、大豆)

畑作物の直接支払交付金における数量払の交付申請書に記載した品目ごとの品質区分別生産量の合計を、収入減少影響緩和交付金における生産実績数量として申請します。

(注意事項)

- 米穀の生産実績数量の記入に当たっては、種子用に供される米穀、用途限定米穀及び自家消費用米その他の本交付金の交付対象とならない米穀は、生産実績数量には含めないでください。